

厚生労働大臣の定める揭示事項（歯科）

1. 当院は厚生労働大臣の定めた基準に基づき、保険診療を行っている医療機関です。

2. 届出済みの施設基準

1) 基本診療料の施設基準等

- ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準（歯初診） 第1694号 平成30年9月1日（受理）
- ・医療DX推進体制整備加算（医療DX）第1132号 令和6年6月1日（受理）

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・CAD/CAM冠（歯CAD）第3764号 平成30年11月1日（受理）
 - ・クラウンブリッジ維持管理料（補管）第1175号 平成8年4月1日（受理）
 - ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）（歯外在ベI）第298号 令和6年6月1日（受理）
 - ・歯科治療時医療管理料（医管）第385号 平成28年4月1日（受理）
 - ・有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査（咀嚼能力）第44号 平成30年4月1日（受理）
-

3. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4. クラウンブリッジ維持管理料について

当院で装着した冠やブリッジは、2年間の維持管理に取り組んでおります。異常があれば早めにお知らせください。尚、冠やブリッジが外れたときは捨てずにお持ちください。

5. 入れ歯を6か月再作成できない取扱いについて

入れ歯を新しく作った後、6ヶ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作成した場合も同様となります。

6. CAD/CAM 冠について

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて小白歯の冠を作製し、補綴治療を行っています。（※ 金属アレルギーの患者さんとはご相談下さい。）

7. 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準について

当院では、職員への研修、歯科医療機器などの患者ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

8. 保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、使用料や利用回数に応じた実費負担をお願いしております。

【※別紙保険外料金一覧】

なお、衛生材料費に関する治療（看護）行為や、それに密接に関連した「サービス」や「物」について費用徴収、また「施設管理費」などの曖昧な名目での費用徴収は、一切行っておりません。

9. 医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- 1.) オンライン請求を行っております。
 - 2.) オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧、または活用して診療をできる体制を有しています。
-

10. 医療情報取得加算について

当院では、医療情報取得加算について以下の通り対応を行っています。

- 1.) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - 2.) 当該保険医療機関を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
-

11. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給不足があっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。ご不明な点等がありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬あっても有効成分が同じ複数のお薬を選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

12. 保険外併用療養費について

◎後発医薬品のある先発医薬品の（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

（※選定療養は保険給付対象外のため、公費適応はありません。）

- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

（対象外となる場合）

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品
- ・入院患者様

※ 長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で、後発品が収載されてから 5 年以上経過しているものや、後発品の置換率が 50%以上のものなど、特定の要件を満たす医薬品です。対象となる医薬品のリストは、厚生労働省ホームページで公表されています。

※ 選定療養とは

保険診療と保険外診療を併用することができる制度で、保険外診療に該当します。

令和 7 年 10 月 1 日 現在

